

海外で戦争する国づくりを目指す、憲法違反の集団的自衛権の行使容認に「NO！」の声を上げよう

安倍政権は、従来の憲法9条の政府解釈を変更し、集団的自衛権行使の容認に踏み切ろうとしている。海外での武力行使を禁じる憲法の歯止めを外し、日本に対する武力攻撃がなくても他国のために日本が武力行使することを可能にするものである。

政府は2003年のイラク戦争、2001年のアフガン戦争に自衛隊を派遣したが、この時、「戦闘地域」に赴くことや「武力行使」に歯止めをかけたのが憲法9条だった。戦後一度も日本が武力で他国の国民を殺さず、自衛隊員が殺されなかったのはこの憲法9条があったからだ。

国民は集団的自衛権の行使を認めていない。朝日新聞の世論調査では「行使できない立場を維持する」が63%で、「行使できるようにする」の29%を大きく上回っている。こうした国民の批判の高まりを恐れて安倍首相は、他国への武力攻撃が日本の安全に密接に関係していることなどを条件として、限定的に行使を認める「限定容認論」を持ち出しているが、「重大な影響を及ぼす場合」かどうかを判断するのは政府であり、「限定」は政策判断で無制限に広げることが可能なごまかしの議論である。

安倍首相が憲法改正手続きを経ずに、解釈改憲を狙っていることは重大である。近代の立憲主義は、主権者である国民が憲法によって国家権力を縛ることを原理とし、時の権力者が自由勝手に変更することを認めていない。時の政権次第で、便宜的、恣意的に解釈を変更することは、「立憲主義」、「民主主義」を根本から否定するものである。

安倍政権の狙いは「集団的自衛権の行使」「多国籍軍への参加」の2本柱で、「海外で戦争する国」をつくることにある。日本国憲法が「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（前文）という平和主義を原則にしているのは、アジア・太平洋戦争で310万人以上の日本国民と2000万人を超すアジアの人びとを犠牲にした反省からである。アメリカと一緒に「海外で戦争する国」となって、日本が「殺し、殺される国」になるかどうか、いま問われている。

人命を守る医療人である歯科医師はいかなる戦争をも容認できない。私たちは歴史の教訓に学び、平和を脅かす動きに反対する決意をここに表明する。

国家安全保障会議の設置、秘密保護法制定の強行、武装装備移転三原則の決定、そして集団的自衛権行使容認という「戦争する国」に突き進む安倍政権に対して、断固「NO！」を表明するものである。

2014年5月17日

大阪府歯科保険医協会第50回通常評議員会